



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 105/2019年9月号

発行日：2019年9月20日

9月に入り、涼しく過ごしやすい日も増えてまいりました。

10月からは、いよいよ消費税増税がスタートします。システム対応や事務処理変更など内部の対応も準備が進まれているかと思えます。業績に影響を及ぼす会社も多いかと思えますが、制度変更に負けずに頑張ってみましょう。

### I. 最新情報（2019年8月1日～2019年8月31日）

#### 1. 会計制度委員会

とくになし

#### 2. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 8月27日	実務 指針	「専門業務実務指針4465「自己資本比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2019年8月1日に開催された常務理事会の承認を受けて、「専門業務実務指針4465「自己資本比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2019年9月30日以降に発行する合意された手続実施結果報告書

### 3. IFRS 関係（会計制度委員会）

とくになし

### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

とくになし

### 5. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

とくになし

### 6. IT 関係（IT 委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019 年 8月1日	研究 報告	IT 委員会研究報告第 54 号「公認会計士業務におけるオープンデータの利用可能性」の公表について	日本公認会計士協会（IT 委員会）は、2019 年 7 月 18 日に開催された常務理事会の承認を受けて、2019 年 8 月 1 日付で、IT 委員会研究報告第 54 号「公認会計士業務におけるオープンデータの利用可能性」を公表いたしましたので、お知らせいたします。	—
2019 年 8月2日	研究 報告	IT 委員会研究報告第 49 号「給与計算システムの受託業務に係る内部統制の保証報告書の記載例」の改正について	日本公認会計士協会（IT 委員会）は、2019 年 7 月 18 日に開催された常務理事会の承認を受けて、2019 年 8 月 2 日付で、IT 委員会研究報告第 49 号「給与計算システムの受託業務に係る内部統制の保証報告書の記載例」の改正を公表いたしましたので、お知らせいたします。	—
2019 年 8月9日	公開 草案	「IT 委員会実務指針第 7 号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」及び「IT	日本公認会計士協会（IT 委員会）では、IT 委員会実務指針第 7 号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」（2019 年 3 月 29 日改正）及び IT 委員会研究報告第 45 号「IT 委員会実務指針第 7 号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」（2019 年 3 月 29 日改正）の見直しを行い、一応の取りまとめを終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—

		<p>IT委員会研究報告 第45号「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」の改正（公開草案）について</p>		
--	--	--	--	--

## 7. その他

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

昨今、注目を集めているリース会計基準の改正についてですが、2019年6月28日に、企業会計基準委員会より、改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」が公表されています。

本実務対応報告では、IFRS第16号「リース」及び米国会計基準会計基準更新書第2016-02号「リース（Topic842）」において、借手がオペレーティング・リース取引を含むすべてのリース取引を原則としてオンバランスする会計処理の基本的な考え方が、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離（かいり）するか否かの観点から検討を行った結果、IFRS第16号及びASU第2016-02号における会計処理を修正項目としないこととされました。

本実務対応報告は、2019年6月28日以後適用することとされています。

この結果、IFRSまたは米国会計基準に基づき、在外子会社等においてすべてのリース取引がオンバランス処理されている場合、そのまま修正を行わず連結処理をすることとなります。

日本基準自体の改正も検討されており、そちらに注目が集まってしまいましたが、今一度在外子会社等の会計処理を再確認されてみてはいかがでしょうか。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703